

総務省政策統括官（統計基準担当）

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（素案）に対する
意見募集の結果について

意見募集期間 平成 20 年 10 月 27 日～11 月 25 日

意見総数 延べ 131 件（団体 10・個人 29）

項目別意見数

全体について	8 件
第 1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針	5 件
第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	47 件
1．統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備	（ 9 件）
2．統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に 関する事項	（ 9 件）
3．社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に 関する事項	（29 件）
第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項	61 件
1．効率的な統計作成	（32 件）
2．統計リソースの確保・有効活用	（12 件）
3．経済・社会の環境変化への対応	（ 6 件）
4．統計データの有効活用の推進	（ 8 件）
5．その他	（ 3 件）
第 4 基本計画の推進・評価等	3 件
その他	7 件

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(素案)に対する意見

事項	意見の概要	意見数
基本計画全体	<p>指定統計については、重複調査は整理されていると思うが、それ以外の調査に重複調査があるようだがなかなか掴みきれず、これは、省庁間の壁が障害となっていると思料する。調整機能強化、つまり、組織の一元化が出来なければ統廃合は進まないと考ええる。</p> <p>新統計法では、統計の体系的整備を行うとし、基本計画においては統計の抜本的な見直しを期待していたが、利活用の推進やオランダモード集計などは、整備の本質から外れた議論であり、真剣に将来の統計を議論していただきたい。</p> <p>各統計調査については、不必要なものはないと思料するが軽重はあるはずである。現行の調査制度が限界にきている実情を認識すれば、当然、調査業務の軽減化に向けた具体的な検討をする必要がある。</p> <p>「公的」統計が「国民」に与えることへの合理的な意思決定を支えるものであることを強調しているが、国民のニーズと行政のニーズと必ずしも一致するものではない。よって、基本的なスタンスは、「行政目的」の枠を超えた統計調査の企画・実施、主として成果物の国民共有財産という視点の、両立視点が必須である。「国民視点」が強調されているが、国民は企画者になれないことから、これを実現するためには国家の責務を明確に位置づけることが大切である。</p> <p>統計調査に関するリソースの悪化を指摘しつつ、従来型の統計調査を強化する方向性を打ち出している箇所もあり、矛盾している。リソースが悪化しているのであれば、大勢の調査員を動員した従来型の統計調査ではなく、電子化されたデータをネットワーク経由でいかに参照するかという抜本的な方向転換が必要なのではないか。</p> <p>「統計の一層の整備」を訴えることが多いが、担うことが出来る「調査活動負担」は「有限」である。統計立案者は、統計調査実施に伴う負担を増大させずに統計需要に応えなくてはならない。調査を新設するならば別の調査は削減すべき。また、既存の統計の公表方法の拡充や既存の統計の拡充などで対応することにもっと注目すべき。</p> <p>記入負担の特に大きい調査(家計調査等)は、無作為抽出ではなく、希望者・了承者によるモニター調査にすべきであり、統計委員会は無作為抽出でない調査手法を研究すべき。</p>	1 (団体)
第1 2 公的統計の現状・課題	<p>第三として、「調査環境の悪化が挙げられる」としているが、「公的統計の質の低下が見られる」とすべき。利用者からみれば、調査環境の悪化が問題なのではなく、公的統計の質(精度)の低下が問題。</p>	1 (個人)
第1 3 施策展開に当たっての基本的な視点	<p>上記に関連して、「3 施策展開にあたっての基本的視点」の(5)として「公的統計の質の向上」を取り上げるべき。利用者としては、精度向上が望めないのであれば、その精度が明らかになればそれに応じた対応ができることから、基幹統計には、事後評価や精度評価、およびその結果の公表を義務付けることが必要である。</p>	1 (個人)
	<p>統計は時系列観察が極めて重要であり、「有用性の確保」ということで、現在の行政施策に必要でないから直ちに削除と</p>	1 (個人)

事項	意見の概要	意見数
	<p>いうことはすべきでない。</p>	
<p>第1 3(1) 統計の体系的整備</p>	<p>省庁を超えた資源の統合・再配分の実現に向けて、第2パラグラフを以下のように修文すべき。 「…。その上で、加工統計も含めた統計間の連携や、統計に共通の基盤を提供する各種統計基準の設定、<u>有用性の低い統計の廃止等</u>を通じ、統計相互の整合性確保を図ることが必要となる。…。」</p>	1 (団体)
<p>第1 3(3) 統計データの有効活用の促進</p>	<p>新統計法によって匿名データが提供されることとなったが、民間人が利用するにあたって手続が簡便で利用しやすいことが必要。また、匿名データを利用した者に作成したすべての統計表の登録を義務付け、統計データのアーカイブだけでなく、統計表のアーカイブの整備を検討すべき。</p>	1 (個人)
<p>第2 公的統計の整備にし総合的かつ計画的に講ずべき施策</p>	<p>統計の内容の整備という視点からのみ記述しているが、それらの統計を作成する公的統計機関の再編整備なしには、公的統計の内容の体系的整備はできない点が多々あり、この点の記述がまったくないのは問題であるから、当然盛り込むべき。</p>	1 (個人)
<p>第2 1(1) 基幹統計の指定に関する基本的考え</p>	<p>基幹統計の指定に当たっての一般的な判断要素の例をあげているが、これらは、客観的で明確な判断基準であるべきであり、、、、の基準はその意味で不適切である。それらよりは、「全国、都道府県、市区町村別に集計されている統計」は、国、地方公共団体において利用されるばかりでなく、多くの一般利用者の利用が期待される統計であるので、当然、基幹統計とすべき。</p>	1 (個人)
<p>第2 1(2) 基幹統計の整備に関する方向性</p>	<p><別添 2 新たに基幹統計として整備すべき統計 > 貿易統計が基幹統計に指定されると、輸出入手続に関する項目に加え、統計作成のみを目的とした項目の記入・入力 requests 求められ、日々の通関業務が一層煩雑となり、通関事業者は無用の負担を強いられることが想定される。また、輸出入申告書等に記載している内容は、通関目的のために得た情報であり、それを統計作成のためという別目的に用いるには、輸出入者の了解が必要と考える。以上のことから、貿易統計を「新たに基幹統計として整備すべき統計」とすることは不適当である。</p>	1 (団体)
	<p><別添 2 新たに基幹統計として整備すべき統計 > 貿易統計は企業が通関手続を目的に提出する輸出入申告書をもとに作成されるものであるが、基幹統計に指定されることによって、統計的有用性の維持・向上を目的に、申告項目の変更・削除が反対されたり、申告項目を増やすよう求められたりする可能性も考えられる。今回の基幹統計の指定に関して、輸出入申告者にとって不利益が生じることのないよう慎重なご配慮をお願いしたい。</p>	1 (団体)

事項	意見の概要	意見数
第2 1(3) 国勢統計、国民経済計 算、経済構造統計の重 要性	<p>別々の統計という印象を与えないために、10 頁下から 7 行目の「GDP 統計」を「国民経済計算」と修正すべき。</p> <p>国民経済計算について</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次統計との連携に関し、データ参照におけるネットワークと電子データの有効活用について研究結果があるので、参考にするべき。 四半期分割に関しては、遡り支出負担行為という悪癖を除去すれば、中央政府や地方政府の財務会計システムに記録されている支出負担行為のデータを参照することで「分割」するとなく四半期単位のデータを得ることが可能である。 <p>国民経済計算について</p> <ul style="list-style-type: none"> FISIM に関して、現在の参考系列を主系列としようという提案に反対する。FISIM に関しては、多くの問題があり、共通の方式を採用すれば比較が可能というのはその方式に合理性がある場合に限られ、間違ったものさしで測っても間違った比較がなされるだけである。 サテライト勘定に関する記述が乏しい。ツーリズム・サテライト勘定に関する記述が見られ興味深い。他のサテライト勘定、例えば、家計（世帯）サテライト勘定の重要性を評価しないのか。さらに、サテライト勘定について真に危惧すべき事柄は、それがすべて民間シンクタンクへの委託によって作成、分析されていることである。 別表における新たな提案のかなりの部分は、実務的な内容であるが、提案の中には、対応が困難な項目もあり、拙速主義をとるべきではなく、十分な調査・検討がなされるべきである。 <p>国民経済計算との関係で、既に枠組みの固まっている経済センサスの見直しをするような情報があるが、二重調査は絶対避けるべきである。枠組みを変更すれば信頼を損ね、今後の統計調査に大きな影響を及ぼすことが懸念されることを十分に認識されたい。</p>	1 (個人) 1 (個人)
	<p>「経済構造統計」の基礎調査は、国勢調査と同様にセンサスであるので、10 頁の下から 12 行目を以下のように修正をすべき。</p> <p>「わが国のすべての地域についての全産業分野における事業者及び企業の」</p>	1 (団体) 1 (個人)
第2 2 統計相互の整合性及 び国際比較可能性の 確保・向上に関する事 項	<p>統計相互の整合性については、住民基本台帳人口、住民基本台帳人口移動統計、人口動態統計、外国人登録統計、及び総務省統計局の人口推計との相互の関係に基づき、統一的な各年の全国、都道府県、市町村別人口統計の整備を図る方を講じる必要があるが、その点の記載が欠如している。</p> <p>また、国際比較性の確保という観点から、人口集中地区を Urban area として用いるなどの措置を講じることの必要性の記載が必要。</p>	1 (個人)

事項	意見の概要	意見数
第2 2(1) 国民経済計算の整備 と一次統計との連携 強化	別々の統計という印象を与えないために、12頁3行目の「GDP統計」を「国民経済計算」と修文すべき。	1(個人)
第2 2(2) ビジネスレジスター の構築・利活用	迅速な更新と精度の安定性が必要。往復郵便での照会では時間がかかるとかや回答がもらえない可能性があることを考慮すると、一次情報である登記情報を充実させることを重点にすべき。 また、行政記録情報の取り込みは、長期的には有用な取組であるが、情報精度・信頼性の均一性等に配慮すると、まずは基礎的な整備を検討すべき。	1(個人)
第2 2(3) 福祉・社会保障全般を 総合的に示す統計の 整備	ビジネスレジスターと輸出入申告書等の情報とリンク付けて活用することは、品目によって容易に個別企業が特定されたり、個別企業の貿易動向があらさまになり企業の経営等に影響を与え、不都合。 福祉・社会保障制度は国によって大きな差異があるので、本来、統計の国際比較は困難であることは明白であり、これをここに記載するのは不適切である。他の適切な箇所に移すべき。 社会保障給付費については、現在、国民所得比が主に使われているが、名目GDPを基準として国際比較可能な形で公表されることを強く希望する。また、財政関係の指標についても、国際比較について大幅な改善が行われることを希望する。 レセプトデータの活用により、医療・介護サービス関係データの充実が期待されるが、これらのサービスから落ちこぼれる層の状態把握の方法についても検討すべき。	1(個人)
第2 2(4) 医療費に関する統計 の国際比較性の向上	都道府県国保連合会からレセプト情報の提供を受ければ、2か月遅れ程度で正確な医療費を把握することが可能ではないか。介護保険の実績もネットワーク経由で市町村のデータを参照すればよいのではないか。	1(個人)
第2 2(5) 財政統計の整備	略称が突然出てくることから、14頁下から12行目の「QE等」を「国民経済計算四半期速報(QE)等」と修文すべき。	1(個人)
第2 3 社会的・政策的な二 ズの変化に応じた統 計の整備に関する事 項	二ズの変化に応じた統計では、利用価値が少なく、タイムリーな統計とはいえない。二ズの変化を見通すための統計の整備でなければ、政策的な対応はできない。社会的・政策的な二ズの変化に対応してその都度新規の統計を作る必要はなく、調査事項をもう少し増やした上で、国勢調査のような長期的な構造統計を活用することにより、二ズの変化を見通すための統計をつくらることができる。	1(個人)

事項	意見の概要	意見数
第2 3(1) サービス活動に係る統計の整備・充実	<p>16 頁下から 13 行目の「GDP 統計四半期速報 (QE)」は、14 頁の変更を前提に「QE」としてはどうか。</p> <p>16 頁に「また、科学技術に関する統計の整備も課題となっている。」とあるが、今後の科学技術・イノベーション政策の重要性を鑑みると、これらに関する統計の体系的整備が必要不可欠であり、以下のように補足するのが望ましい。</p> <p>「科学技術やイノベーションに関する統計の整備」</p> <p>ア 現状・課題等</p> <p>様々な国内問題に加えてエネルギー枯渇や環境問題といった地球規模の課題、さらに、激化する国際競争に直面するなかで、活力にみちた経済、社会を将来にわたり持続していくためにはイノベーションによる解決が必要であるという認識のもと、世界各国が競って科学技術・イノベーション政策を推進している。日本においても、長期戦略方針「イノベーション25」が平成19年6月に閣議決定され、2025年までを視野に入れて、豊かで希望に溢れる日本の未来をどのように実現していくか、そのための研究開発、社会制度の改革、人材の育成等、短期、中長期にわたって取り組むべき政策が示されている。</p> <p>一方で、「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making)への要請が高まるなか、国際的に科学技術やイノベーションの測定の重要性が認識されるようになった。米国や欧州では、研究開発等のイノベーションのインプットがどの程度社会的・経済学価値に結びついているかを把握するため、公式統計の変更をも含めたイノベーション測定の取り組みが進んでいる。OECDにおいても、2010イノベーション戦略策定に向けた動きの中、イノベーション測定の重要性が鑑みると、関連する統計の整備・充実が重要な課題となっている。</p> <p>イノベーション現象の複雑性のためその測定は国際的にみてもいまだ議論の多い段階ではあるが、科学技術・イノベーション政策の重要性を鑑みると、関連する統計の整備・充実が重要な課題となっている。</p> <p>イ 取り組みの方向性</p> <p>科学技術研究調査、経済統計をはじめとする科学技術やイノベーションに関連する公式統計の段階的および体系的整備など、その整備に向けた対応が必要である。まずは、研究開発支出などの科学技術・イノベーションのインプットを、公式統計において正確かつ体系的に整備することが重要である。従来の科学技術研究調査のさらなる整備はもちろん、国民経済計算や産業連関表、その他経済統計のなかで、研究開発支出を正確に評価する取組みが必要である。さらに、知的財産などのイノベーションのアウトプットの統計の整備・充実も必要である。</p> <p>またイノベーションの効率性を評価するためには、科学技術・イノベーションの上流側とその経済・社会的価値とい</p>	1 (個人) 1 (団体)

事項	意見の概要	意見数
<p>第2 3(2) 少子高齢化等の進展 やワークライフバラ ンス等に対応した統 計の整備・充実</p>	<p>下流側をつなげる試みが必要である。現状では関連統計は分散しているため、省庁横断的な取組みのもと、関連統計間の整合性の確保への対応も必要である。</p> <p>世帯や家族の形成過程について実態把握を行うことは効果的な少子化対策を講じる上で不可欠であり、「出生動向基本調査」、「21世紀出生児縦断調査」(ベビー調査)、「21世紀成人者縦断調査」(成人調査)、「社会生活基本調査」といった既存調査の拡充・改善が望まれる。具体的には次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生動向基本調査 <ul style="list-style-type: none"> 精度を高める上でも、10年前とほぼ同程度の標本数が確保できるように調査対象の拡充を行うべき。 また、政策的に必要な内容をトータルに把握するため、労働関係の設問の充実を継続すべき。 ・ 21世紀出生児縦断調査(ベビー調査) <ul style="list-style-type: none"> パネル調査の特徴である時点間での変化を見るため、なるべく項目や設問のワーディングに変動が無いことが望ましい。特に、経済面の項目は毎年調査されるよう希望する。また、日本の子ども貧困率の高さが国際的にも注目されている今日、新しいサンプルの追加(2010年生まれ調査)等も将来的には行われるべき。 ・ 21世紀成人者縦断調査(成人調査) <ul style="list-style-type: none"> 他の調査と同様に標本数の減少がみられるが、調査対象の拡充・追加が望まれる。また、世帯単位に調査しているため、世帯から離れた対象者を追跡できないという問題もあることから、調査方法・調査体系の改善を希望する。 ・ 賃金構造統計基本調査 <ul style="list-style-type: none"> 基本給と諸手当の一部は調査されているものの公表されていない。性別賃金格差の分析においてこれらのデータは極めて重要である。性別、年齢別、雇用形態別に基本給および諸手当のデータを公表することを要望する。 なお、「女性の就業と結婚・出産・子育て」というように、対象を「女性」に限定した表現となっているが、男女ともにこれらの実態を把握していくことが今日求められており、女性に限定する必要はない。 <p>若年者の雇用問題に対応するため、少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の調査・充実の取組の方向性に、若年者の就業状況、離転職、仕事探しの方法や訓練についての調査についても触れるべき。</p> <p>男女共同参画(ジェンダー)統計について記述がないことから、以下の修文をすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17頁 第2の3(2)アの5～6行目 「このため……女性が……子育てしやすく、男性も就業しつつ、子育て、家事労働、地域活動に参加しやすい環境の整備が強く求められている。」 	<p>1(個人)</p> <p>1(個人)</p> <p>1(団体)</p>

事項	意見の概要	意見数
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17頁 第2の3(2)アの8行目 「……行うためには、基礎となる統計の男女共同参画統計の見地を入れた整備が不可欠である。」 ・ 17頁 第2の3(2)イの5行目 「統計の整備、<u>男女に関して性別、年齢別データの表章を行い、可能な限り統計ニーズも踏まえて雇用形態などの属性や世帯などの家族属性などの各種クロス集計の強化、等の適時・正確な……</u>」 <p><別表 2つ目の > 男女共同参画（ジェンダー）統計について記述がないことから、以下の修文をすべき。 「<u>女性の就業……（就職・離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係、および男性の就業と子育て、介護、家事労働、地域活動等の関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、男女共同参画統計の見地から必要な事項の追加等について検討する。</u>」</p>	1（団体）
第2 3(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備・充実	<p>男女共同参画（ジェンダー）統計について記述がないことから、以下の修文をすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18頁 第2の3(3)のイ 出だしに、「<u>世帯に関する調査のデータを表章する際には、性別、年齢別に加え、可能な限り統計ニーズも踏まえて雇用形態などの属性や世帯などの家族属性などの各種クロス集計の充実を図る。</u>」を入れ、<u>素素文章の後に、「ただし、家計統計に関しては個人に分類できない項目もあることを考慮し、可能な限り性別区分を設ける</u>」を入れる。 <p><別表 第2の3(3)ア（家計・個人消費に関する統計の充実） 1つ目の > 男女共同参画（ジェンダー）統計について記述がないことから、以下の修文をすべき。 「<u>個計化の状況を男女共同参画統計の見地を含めてよりの確に把握する</u>」</p>	1（団体）
	<p><別表 第2の3(3)イ（地域コミュニティ活動等に関する統計の整備） > 男女共同参画（ジェンダー）統計について記述がないことから、以下の修文をすべき。 「<u>「社会生活基本調査」において、……、調査項目や集計内容について、男女共同参画統計の見地も考慮して、検討する。</u>」 人々の所得・余暇選好を把握する上でも、個人の年収など経済面の把握は不可欠。個人の年収、健康状態や労働時間が正確に把握されることで、社会生活基本調査から得られる内容が格段に充実することを期待する。</p>	2（団体、個人）
	<p><別表 第2の3(3)ウ（「国民生活基礎調査」の充実） > 国勢調査と比べて年齢別の世帯主の割合がかい離していたり、ジニ係数の推移が全国消費実態調査や家計調査と異なっており、これは調査手法・サンプリングに原因があるとの指摘がある。このような課題について、担当省庁のみではなく</p>	2（個人）

事項	意見の概要	意見数
	<p>第三者の公正な立場により、速やかに検討し、解決すべきである。</p> <p>また、国勢調査等とのデータの整合性がとれない理由、そしてその補正方法について検討を行う必要がある。</p> <p>若年者の雇用状況を把握するため、厚生労働省が持つ世帯を抽出単位とする大規模統計であるこの調査に、雇用関係の設問を増やし、雇用保険の受給と失業期間との関係や、若年者に対する諸政策がどのくらい若年対象者に届いているか、どの政策が効果あるかといった設問を入れることも選択肢としてはありえると思う。</p>	
<p>第2 3(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備・充実</p> <p>別表</p>	<p><別表 第2の3(3)ウ 1つ目の ></p> <p>生活・経済・健康・介護などあらゆる面において地域差が問題とされている今日、都道府県別集計を可能とするための標本規模の拡大は是非実施してもらいたい。</p> <p>男女共同参画（ジェンダー）統計について記述がないことから、以下の修文をすべき。</p> <p>「「国民生活基礎調査」の所得票・貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別、そして可能な限り性別、年齢別表章が可能となるよう」</p> <p>若年者の雇用問題に対応するためにも、教育のみに焦点を当てるのではなく、雇用実態と教育、訓練、職探し窓口などを総合的にとらえる必要があり、文部科学省だけでなく厚生労働省や総務省と協力して実施すべき</p>	<p>2(団体、個人)</p> <p>1(個人)</p> <p>1(個人)</p>
<p>第2 3(5) 新たな分野の統計の整備</p>	<p><別表 第2の3(4)ウ(教育機能の総合的把握) 2つ目の ></p> <p>学校教育、あるいは卒業直後だけに視点をあてるのではなく、学校や学校以外を含めた職探しの経路、学校や学校以外の訓練もとらえる必要がある。</p> <p>また卒業後の1、2年ではなく、もう少し年齢が高い層も対象とすべきであり、そのため、文部科学省だけでなく、厚生労働省や総務省の関心も入れた統計とすべき。</p> <p>環境統計と観光統計を取り上げていくが、これらはすでに分野としては存在していたものの政府が整備してこなかっただけのことであり、これらを新たな分野の統計と呼ぶのは不適切。ここで取り上げるべきなのは、文化統計である。</p> <p>環境統計と観光統計、取り上げるべき文化統計については、全国統計ばかりではなく地域統計としての整備を行わないと利用価値は小さくなることに十分な留意が必要である。</p> <p>特定項目として、「男女共同参画統計の整備・充実」を設定し、「統計行政の新たな展開方向」の第2 社会・経済の変化に対応した統計の整備、9 ジェンダー統計の整備で謳われた<基本方向>と<具体的方策>を復活していただきたい。(事業所・企業を対象とする統計調査における従業者等の性別の、性別データの表章等)</p> <p>なお、男女共同参画社会の推進に関わる重要問題 - 両立支援政策・制度の整備・進捗状況などを調査することも加えて</p>	<p>1(個人)</p> <p>1(個人)</p> <p>1(個人)</p> <p>1(団体)</p>

事項	意見の概要	意見数
	<p>いただきたい。</p>	
<p>第2 3(6) グローバル化の進展 に対応した統計の整備</p>	<p>グローバル化に対応して、法人として日本人として登記されていない多国籍企業の活動に関して調査する仕組みについて盛り込むべき、日本国籍の有無に関わらず居住者に関する動態統計を整備すべき、世帯に関する大規模標本統計調査について、国籍に関わらず一定規模の非日本国籍の居住者の標本を確保すべき。</p> <p>貿易に係る情報の高度利用が重要であり、日本企業の海外での活動をより正確に把握するためのデータが必要である。例えば、全産業、企業レベルでのオフショアリング、国際的アウトソーシングに関するデータ、企業レベルでの部品、完成品貿易に関するデータ、サービス貿易に関するデータ（企業レベルのデータとの接合）、多国籍企業の企業内取引に関するデータ等のデータ整備が求められる。</p> <p>国勢比較性を高め、政策的ニーズへの有用性を高めるため、国勢調査において「出生地（国）」という質問項目を復活させる必要がある。</p>	<p>1（個人）</p> <p>1（団体）</p> <p>1（個人）</p>
<p>第2 3(7) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</p>	<p>取組の方向性において、非正規労働者の実態把握を行うとされているが、正規労働者、失業者、非労働者を含めた把握が必要なのではないか。</p> <p>企業統計の整備に関連して、employer-employee relation の分析について、リンクすべき employer 情報を提供する「経済センサス-活動調査」（平成 23 年実施予定）は、その統計調査単位の見直しを含めて実施されるべき、企業統計の母集団整備に関して、現行の租税法との関係の見直しを提言すべき、平成 23 年の「経済センサス」に関しては、平成 22 年の工業統計調査の中止で合意されているはずで、そのための必要な措置を明記すべき、賃金構造基本調査の標本設計は、抜本的に再検討すべき、賃金構造基本調査の対象範囲を非営利法人にも拡充すべき、事業所・企業のビジネス・レジスターの整備と関連して、現行の産業分類体系も見直されるべき。</p>	<p>1（個人）</p>
	<p>「平成 22 年を目的に、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査を毎年実施する」とあるが、「非正規雇用」の定義をどのようにするかが重要な問題であるので、新調査における定義や調査方法を決定する際に以下の点を反映させてもらいたい。（別表 6 つ目の についても同意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接雇用か、間接雇用か、雇用期限の定めのない雇用か、有期雇用か、フルタイムか、パートタイムかのそれぞれについて回答を求め、かつ 3 次元のクロス集計が可能に形にすべき。 ・ 間接雇用のうち、派遣労働か、業務請負かを把握することが重要。 ・ 有期雇用の契約期間の違いを明確に把握できる調査項目を導入することが重要。 ・ 定住していない非正規労働者の把握方法について検討すべき。 	<p>1（団体）</p>

事項	意見の概要	意見数
	<p><別表 1つ目の > 「雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置」について検討するとあるが、「雇用者」という表現そのものが不正確で混乱を招いていることから、「雇用者」の表記を「被用者」または「被雇用者」に改めるべき。</p> <p><別表 6つ目の > これまで厚生労働省が実施してきた非正社員に注目した調査は、無業者を含まない、事業所を対象とした調査であり、主婦パート層は安定的にとらえられているが、無業、失業とパート・アルバイト、派遣など、無業と有業の出入りが多い若年層をどこまでとらえられているかは不明である。事業所調査の利点もあるが、世帯を抽出単位として統計が、若年雇用対策には重要と考える。</p>	1 (個人)
<p>第3 1(1) 行政記録情報の活用</p>	<p><別表 項目を追加 > 第3 WG 報告書でも「サービス残業の実態把握などにおいて、不十分な面がある」と指摘されていることから、「労働力調査」において、「残業時間（支払い残業時間と不払い残業時間）を把握する項目の追加を検討する」旨を追加するべき。</p> <p>今日の財政状況を考えるとコストパフォーマンス面からみて効果的であろう。ただし、そのためには業務報告類に、国民視点や行政効率化視点も含めることが大切である。</p> <p>社会保険の業務データは、ある意味では日本最大のパネルデータであり、これを活用することができれば、人々の転職行動、高齢期の引退行動や2号夫婦の年金の状況など、労働・社会保障政策上の重要な問題に関連するデータを導くことが可能と考えられる。試行的にでも、研究目的での利用機会が設けられることを希望する。</p> <p>現行の省庁のデータ収集方法が、各地方自治体の末端行政単位止まりで、中央省庁に送付されない状況は是正されるべきである。また、中間集計表が本省に送付される制度も再検討すべき。</p> <p>行政記録の活用に留まらず、住民基本台帳・税情報など行政記録そのものの集計充実・活用により統計調査を削減・簡易化すべき。そのための法改正を一層進めるべき。</p> <p>行政記録の活用は、調査客体となる事業所や世帯の負担の軽減、行政の事務の効率化と経費削減に大きくつながるものであり、その観点から、もっと積極的に取り組むべきものであり、その上で、行政記録で情報を得ることが可能な統計調査については、削減もしくは調査項目から削るなどの積極的な記述があってもいいのではないか。</p> <p>行政記録情報については、保存年限と二次利用に関する全国統一の規定を作り、速やかに統計分析・政策立案の資源として活用する体制を整える必要がある。</p> <p>行政記録の活用を必要とするならば、消費に関するデータは民間事業者のPOSSシステムのデータを購入する等、従来</p>	1 (団体)

事項	意見の概要	意見数
	<p>型の統計調査に固執することなく、既存のデータを活用することも必要なのではないか。</p> <p>企業活動がグローバル化するなか統計環境の整備推進、ユーザーの利便性向上は重要な課題であると理解できるが、通関統計のもととなる輸出入申告書は企業の取引情報であり、他の統計等とのリンケージを行うことによって、個々の企業の貿易動向が明らかになるなど、企業経営に影響を及ぼす可能性も考えられることから、行政記録情報（輸出入申告書）の活用に関しては、秘密性の保持について慎重なご検討をお願いしたい。</p>	1 (団体)
<p>第3 1(2) 民間事業者の活用</p>	<p>民間事業者の活用については、次のような現状・課題等から、慎重に対応すべき、もしくは実施すべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投入される統計予算とその効果あるいは統計が持つ社会的役割を考えれば、統計の正確性の担保を最優先とすべき。 ・ 国勢調査、農林業センサスなどの全数調査、CPI のための小売物価調査、家計調査などの重要経常調査は、国家の政策立案のベースとなるデータの収集が目的であり、品質の維持や信頼性の確保の観点から、国家が責任を持って実施すべきものである。 ・ 民間活用が継続すると、公的統計機関における業務の経験が喪失し、企画能力の低下、ひいては質の低下につながる。 ・ 民間委託して、途中辞退や更新時に無応礼であった場合、その復元に時間がかかり、調査結果の欠落や調査員の育成制度の消滅等の問題が生じる。 ・ 民間開放の目的は、厳しい財政状況の中での事務の効率化と経費の削減であるが、単に調査員を民間に替えるというような小手先の変更では、その効果は見いだせない。 ・ 都道府県、市町村、調査員、住民等との信頼関係や協力の確保という面からみて、安易に民間委託を行うのではなく、現在の国・地方を含めた統計システムの「高度化」を目指すべき。 ・ 民間事業者の調査数値には会社による「クセ」があり、業者の交代によって長期的な統計の比較可能性に疑義が生じるおそれがある。 ・ 高い精度が求められる統計や病歴、家計、生活行動調査等は、依然として利潤を追求する営利企業を活用する制度変更へは無理矛盾がある。 <p>ただし、企業調査に係る大企業への本社一括調査などでは民間活用の可能性があると考える。</p> <p>国の統計調査業務における民間調査機関活用については、以下の意義やメリットがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、統計調査業務における民間委託のケースが増える傾向にあり、「民間調査機関」の幅広い対応力の実績を積極的に評価してほしい。 ・ 国の統計調査業務において民間調査機関を活用することにより、各府省は民間サイトに統計調査実施部署の補充代 	23 (団体 1、 個人 22)

事項	意見の概要	意見数
	<p>替機能を有することになる、統計調査業務の実務知識、ノウハウが民間調査機関にも蓄積される等の意義がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間調査機関は、これまで国の統計調査業務のみならず、数多くの調査を受注しており、また、調査員も職業として調査員を選んでいることからノウハウを保有しており、統計データの精度は確保されるし、安心して任せられる。 民間調査機関は、国の統計調査業務という新しい市場に参入することにより、社員、調査員等の有償稼働率の向上を期待することができる。選択と集中により複数の府省の統計調査業務への通年型での対応が可能となり、業務量の平準化が図れる等コスト削減効果が期待できる。 	
<p>第3 2 (1) 統計リソースの確保・有効活用</p>	<p>国の責任で統計調査を実施するということを前提に、国において地方の予算と統計関係職員の確保に責任を持つ等の記述があるべき。</p> <p>統計調査員についても、高齢化や調査環境の悪化に伴う質・量両面の不足等の記述があるが、取組の方向性として、処遇改善や社会的重要性の周知、国と地方の連携等の観点から検討を行うのでは、統計調査員制度をどうしていきたいのかが不明確であり、調査員制度を維持していく方法を明確にする必要がある。</p>	1 (個人)
<p>第3 2 (1) 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用</p>	<p>省庁を超えた資源の統合・再配分に向けて、以下の修文をすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 26 頁 第3の2(1)アの第4パラグラフ 「…政府が責任をもって提供するための統計リソースを確保・適切な配分による有効活用する必要がある。」 26 頁 第3の2(1)イの第1、第2パラグラフ 「…統計作成・提供に必要な統計リソースの確保・適切な配分による有効活用に最大努力する。…」 <p>また、総務省政策統括官（統計基準担当）は、予算・定員面を含め各府省の取組み状況に関する情報の共有を行い、統計リソースの確保・適切な配分に関する政府全体の調整を図るとともに、その実現に向けて各府省の取組を支援する。</p> <p><別表 第3の2(1)イ（各府省の取組）1つ目の ></p> <p>省庁を超えた資源の統合・再配分の実現にむけて、以下の修文をすべき。</p> <p>「新たな統計整備・提供ニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進および報告者負担の軽減に加え、統計リソースの確保・有効性の観点から、廃止を含めた既存統計の見直し・効率化を行う。」</p>	1 (団体)
<p>第3 2 (2) 実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携</p>	<p>地方は合併等で職員が削減され、現行の制度を維持するには限界が来ている状況である。現状では職員の増員は出来ない状況からすると、集中と選択に取り組み、業務の合理化や効率化を図る以外に方策はないと思料する。地方の現状をかんがみれば、統計組織のスリム化と統計調査のシンプル化を行い、地方の統計調査業務の負担の軽減をする必要がある。</p> <p>自治体職員が統計を分析する能力を高めるためにも、実際に統計実務を担当することは重要であり、自治体</p>	1 (団体)
		1 (個人)

事項	意見の概要	意見数
	<p>職員の統計リテラシーを高めるという意味でも、現場の負担を下げる効率化に努力しつつ、現在の体制を維持すべき。</p> <p>地方公共団体において統計の利活用が進むには、事業主管部局における利活用を統計主管部局がサポートする体制の構築が大切であり、その全体を国が支援することが望まれる。こうした方向性を持たせるため、以下の修文が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26頁 (2)ア の3行目の「の統計部局」を削除 ・28頁 イの7行目の「統計部局」を「統計主管部局および事業主管部局」と修文 <p>統計調査は、全国を通じて統一的かつ科学的な調査手法によって実施されるべきものであり、統計組織については、独立性の高い行政機関としての「統計調査院 地方統計センター」のような組織再構築の方向での検討が必要である。</p> <p>「 国と地方の連携の必要性」の「イ取組の方向性」の6行目の「統計調査結果の地域別表章の充実など」は、ミクロな地域を含む意味で、「統計調査結果の地域別表章の充実など」とすべき。</p> <p>統計を多く欲しい学者、調査を立案する国、調査員確保と調査実施の負担を負う自治体では立場が異なる。一方、統計法のため調査するかどうかと内容は統計委員会（学者集団）と国が絶対の権限・主導権を持ち、法定受託事務として書類一つで業務が来る自治体には主導権がない。実施主体であり、客体・調査員と直に接する自治体の権限が不十分なために実態と異なる調査となる。そこで、調査実施自治体（都道府県・政令市・市区町村）にも調査の手法・内容について、統計委員会や統計局等省庁と同等の権限を与えるべき。</p> <p>統計の活用が益々必要なのは国だけでなく地方も同じである一方、必要な統計の種類は異なる場合がある。統計全体の予算配分を見直して地方に回すことで、地方独自の統計活用と独自調査実施が可能になるようすべき。</p> <p>また、地方共通でいずれもが必要と判断した統計を「基幹統計」にし、そうでない（地方が必要でない）と判断した）ものはあくまで国直轄・全民間で実施する。</p>	1 (個人)
第3 2 (3) 統計職員等の人材の育成・確保	<p>公的統計機関における能力ある人材の不足が指摘されているが、これは現在の国家公務員制度に起因しており、その改革なしには改善できない。その上、民間委託が拡大すれば、問題はますます深刻になるということを認識すべき。</p> <p>各府省の統計部局だけで中核的職員を育成・確保することは、困難な状況であるとの現状・課題認識が記載されているが、この課題に対する解決策が不明瞭である。専門性の高い人材を確保、育成する組織がどこを想定しているのかが不明であることから、責任ある組織を明記すべきである。</p>	1 (個人)
第3 3 (2) 統計の評価・作成方法の見直し・効率化の考	<p><別表 1 つ目の > ガイドラインの作成が想定されているが、作成に当たっては広く国民の意見を反映させるための措置を講じる必要があり、そのため、以下の修文をすべき。</p>	2 (団体)

事項	意見の概要	意見数
<p>え方</p>	<p>「IMF データ品質評価フレームワーク等を元に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。策定にあたっては、広く国民の意見を反映させるための措置を講じる。」 各府省の統計品質管理・向上の活動を、各府省を離れた広い角度から評価することも必要と考えるため、以下の修文をすべき。 「…ガイドラインを策定する。」の次に、「同時に、同業者評価さらには第三者評価の実施可能性を検討する。」を追加する。</p>	
<p>第3 3(3) 統計に対する国民の理解の促進</p>	<p>統計調査は国民の協力を得て成り立つことは言うまでもない。そのためには、国民の視点に立った調査環境の改善が求められる。調査拡充の方向に進んでいるが、整理統合や廃止についても真剣に取り組み、国民の協力が得られるようになることが何よりも重要。 国民の理解が必要なのはもちろんだが、一部の統計については、統計への協力が義務であることもいかして、効率的な情報収集につなげていく工夫も必要。 統計の重要性にかかると教育の重視などは素案のとおりだが、国勢調査を除き、基幹統計をはじめ必要なものについては、企業・国民から情報を買うという視点も必要ではないが。</p>	<p>1 (団体)</p> <p>2 (個人)</p> <p>1 (個人)</p>
<p>第3 4 統計データの有効活用の推進</p>	<p>個票に緯度経度座標を付け、例えば、将来の行政境界に対応した過去のデータの再集計が可能となるようにすべき。 また、新たなデータサービスの可能性を探るための実証実験として、学術機関と連携して、空間データ化とサービス法の効率化・有効活用研究を推進すべき。 学界との連携が重要なことは、素案でも示されているとおりであるが、このような連携が往々にして東京中心に進められてきているために、利便性の観点からユーザー間の地域格差が存在している。 また、「連携を図る」だけでは、有効活用の推進に対する強い姿勢が感じられない。学会等への支援体制の構築ならびに地域格差の解消を念頭に置いた記述を追加すべき。</p>	<p>1 (個人)</p> <p>1 (個人)</p>
<p>第3 4(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供</p>	<p>オーダーメイド集計の検討対象とする統計名を統計委員会において明示すべき。統計の二次利用に供するかどうかの判断を各省のみで行うのではなく、統計委員会の意見を鑑みた上で行う必要がある。また、二次利用の実績報告は、統計委員会のみでなく、広く国民に対しても速やかに行うべきである。さらに、二次利用に関する年度計画の策定を行う際には、広く国民の意見を反映させるための措置を講じる必要があるため、以下の修文をすべき。 ・ 32頁 第3の4(1)イの第2パラグラフ 「また、統計委員会は基本計画案に二次利用に供すべき具体的統計名をその検討期限とともに明示し、これを踏まえ</p>	<p>1 (団体)</p>

事項	意見の概要	意見数
	<p>て、各府省は、<u>二次利用に関する年度計画を策定する。策定にあたっては、広く国民の意見を反映させるための措置を講じる必要がある。</u>また各府省は、<u>二次利用制度の利用希望者などのような統計の如何なるサービスをどこから受けることができるか事前に知ることができるよう、毎年度当初に二次利用に関する年度計画を公表する。</u>」</p>	1 (個人)
	<p>統計調査の実施に多くの資源が投入されていることにかんがみ、実施されている統計調査の多くについてオーダーメード集計、匿名データの作成・提供を実施してほしい。今回の素案で「基幹統計」と位置づけられている統計についてはすべてオーダーメード集計を実施するくらのことをしてもらいたい。また、匿名データの利用期間については、短くても6ヶ月は確保してほしいし、1年程度が望ましい。</p>	1 (個人)
	<p><別表 第3の4(1)ア(ガイドラインに基づく事務処理の実施) ></p> <p>ガイドラインの作成に当たっては広く国民の意見を反映させるため、以下の修文をすべき。</p> <p>「委託による統計の作成等に係るガイドライン」(仮称)および「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」(仮称)に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施する。なお二次利用に係るガイドラインを作成する際には、<u>広く国民の意見を反映させるための措置を講じる。</u></p>	1 (団体)
	<p><別表 第3の4(1)イ(利用可能な統計調査やサービスの周知) 1つ目の ></p> <p>二次利用に関する年度計画の策定を行う際には、広く国民の意見を反映させるための措置を講じるようにするため、以下の修文をすべき。</p> <p>毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次利用に関する年度計画を策定し、各府省のホームページ等で公表する。なお、<u>二次利用に関する年度計画の策定にあたっては、広く国民の意見を反映させるための措置を講じる。</u></p>	1 (団体)
	<p><別表 第3の4(1)イ(利用可能な統計調査やサービスの周知) 2つ目の ></p> <p>二次利用の実績報告は、統計委員会のみでなく、広く国民に対しても速やかに行うため、以下の修文をすべき。</p> <p>各府省の策定した二次利用に関する年度計画および前年度における各府省の二次利用の実績をとりまとめ、新法第55条に基づき法の施行状況の報告と併せ、その概要を国民に公表するとともに、統計委員会に報告する。</p>	1 (団体)
第3 4(2) 統計データ・アーカイブの整備	<p>データのアーカイブ化においては、国際協力の視点も不可欠。例えば、所得格差の分析においては Luxembourg Income Study (以下「LIS」という。)という大変有名な学術的なコンソーシアムが存在する。先進諸国の多くがこれに参加しているにもかかわらず、日本は参加していないため、LISのデータの利用ができない状況にある。格差社会が注目される今日、LISに参加し、国際比較を通じて充実した政策形成を行っていくことが重要と考える。</p>	1 (個人)

事項	意見の概要	意見数
第3 5(3) 統計の中立性	<p>現在、回収率（協力率）の公表は諸外国に比べ少ない状況であり、統計への信頼性を失わせているので、回収率（協力率）の公表などを具体的に明記すべき。</p> <p>統計委員会委員の選任について、そのルールを公表するとともに、選定過程を透明化すべきであり、統計行政以外でも政府施策の決定過程に深く関与した人物や統計作成機関のOB等はメンバーとしての確性を欠く。</p>	1（個人）
	<p><別表></p> <p>中立性の問題は基幹統計の範囲に限定されるものではない。基幹統計に限定して具体的な措置・方策が書かれている項目があるが、不十分である。</p>	1（個人）
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	<p>基本計画の本文・別表の事項の推進のみでは変化の激しい国際・国内の統計情勢の変化に立ち遅れてしまうことが危惧されることから、新しい状況・ニーズに対応することも含めておくため、以下の修文をすべき。</p> <p>・36頁の1の5～6行目</p> <p>「統計委員会は、総務大臣からの新統計法の施行状況報告等を通じて」の次に以下を書き加える。</p> <p>「また、統計をめぐる新たな状況や統計利用者の新たなニーズ等も勘案して」</p> <p>基本計画の実施については、統計委員会によって、評価・検証等を行い、意見を提示することが予定されているが、その具体的な時期・タイミング（毎年1度など）について明確にすべき。</p>	1（団体）
	<p><別表 3つ目の ></p> <p>基本計画の本文・別表の事項の推進のみでは変化の激しい国際・国内の統計情勢の変化に立ち遅れてしまうことが危惧されることから、新しい状況・ニーズに対応することも含めておくため、以下の修文をすべき。</p> <p>「…、統計をめぐる新たな状況や統計利用者の新たなニーズ等をふくめて勘案しつつ、客観的な評価・検証を行った上で、…」</p>	1（団体）
その他	<p><個別統計（貿易統計）></p> <p>民間利用者にとって有用で利便性の高い貿易統計を無償で提供することをお願いしたい。例えば、現在は統計として総計のデータが公表されているが、これを自社が輸出入申告を通じて提出したデータについては自社分のみの総計データをwebで閲覧できるようにすれば有用かつ利便性の高いものになると思われる。</p> <p><個別統計（女性雇用管理基本調査）></p> <p>ワークライフバランスや雇用・管理における男女平等の状況を知る上で極めて重要な調査であることに鑑み、次の改善を希望する。平成2年の調査で行ったように、非正規雇用者を含む従業員の個人調査を毎年追加する、実数を全表に</p>	1（団体）

事項	意見の概要	意見数
	<p>表示する、 毎年の動きを知る上で重要な事項、 例えば育児休業や介護休業取得者などについては毎年調査を実施する。</p> <p>世帯単位の統計調査について、 抽出に当たっては、 国勢調査の世帯概念から、 居住・敷地等に抽出単位を変更し、 その中で世帯のリンケージを可能にする、 単身赴任、 近隣同居の関係等の明示的導入を行う、 世帯の所得構造の変化を明示するために、 総務省の家計調査等で、 普通世帯における所得調査を行わない方式を改めて、 収入の項目だけでも依頼する等の方式により全世帯の収入・所得分布が得られるように改正し、 厚生労働省の国民生活実態調査との比較を可能にする等の抜本的改善の必要がある。</p> <p>統計調査の地方分査にともなった報告漏れ項目等の補完システムの体系的再検討がされるべきである。 また、 個票情報の精度確保と省庁間を越えての有効活用が図られるべきである。</p> <p>冊子体による調査結果報告書の刊行が減少する傾向があるが、 情報の通覧性と表形式以外のメタ情報等は、 最近のインターネットによる公表では十分考慮されておらず、 この点を改善する必要がある。</p> <p>統計データの公表に関しては、 公表のタイミング（速報性） 見やすさ・操作性（ダウンロードファイルの形式、 HP レイアウト） 各統計間の用語の統一、 公表ルールの遵守などの課題があげられるが、 こうした課題を早急に検討し、 ユーザー利便性の向上を高める努力が必要である。</p> <p>現在、 国際比較プログラム（ICP）業務は、 世界各国の協同プロジェクトとして実施されている。 わが国も同プロジェクトに早くから参画している。 産業連関表と並び、 分散型統計制度のもとで多数の統計作成機関が協力しあう貴重な業務であるが、 各省庁にとっては、 余計な仕事と見られているのか、 ICP の動向に対する調査研究に割くリソースも、 その気概も、 現状では、 ほとんど見うけられない。 今回の基本計画に、 ぜひ、 ICP 業務に関する項目を入れていただきたい。</p>	<p>1 (個人)</p> <p>1 (個人)</p> <p>1 (個人)</p> <p>1 (団体)</p> <p>1 (個人)</p>